



税金・年金・国保

市民税・府民税

市民税課 TEL 06-6384-1248 FAX 06-6368-7344

市内に住所がある人や、市内に事務所・事業所などがある人に掛かります。

生活保護を受けている人や障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下の人は掛かりません。

税額 対象者全員に掛かる均等割と、所得に応じて掛かる所得割の合計。事務所・事業所などがある人は均等割のみ。

均等割額 5300円(市民税3500円、府民税1800円)

所得割額 課税総所得金額(所得金額-所得控除額) × 税率 - 調整控除 - 税額控除など

税率

課税総所得金額	市民税	府民税
一律	6%	4%

所得控除

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除があります。

市民税・府民税の申告

1月1日現在、市内に住所があって前年中に所得がある人は、2月16日～3月15日に申告しなければなりません。給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書(源泉徴収票)が市に提出されている人、公的年金の所得のみで所得が一定額以下の人、所得税の確定申告をした人は必要ありません。

市民税の減免

不慮の災害などにより減免を受けようとする場合は相談してください。

固定資産税・都市計画税

資産税課 TEL 06-6384-1245 FAX 06-6368-7344

固定資産税

1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産(事業用機械・器具・備品など)を所有している人に掛かります。

税額

土地や家屋などの資産の課税の基礎となる課税標準額に、1.4%の税率を掛けて算出します。同じ人が所有する資産の課税標準額の合計が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合は掛かりません。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自己の資産の評価が適正かどうか判断するため、市内の土地や家屋の価格が記載された縦覧帳簿を、4月1日～5月31日に縦覧することができます。

審査申出制度

評価替えなどの年度において価格に不服がある場合、4月1日(固定資産課税台帳に価格などを登録した公示の日)から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から3月以内に固定資産評価審査委員会へ申し出ができます。

固定資産税の減額

- (1) 新築住宅で居住部分の床面積が50～280㎡の住宅は、一定期間、固定資産税を2分の1に減額します。減額対象面積は120㎡まで。
- (2) 耐震・バリアフリー・省エネ(熱損失防止)改修をした場合、固定資産税の減額を受けることができます。詳細については問い合わせてください。

償却資産の申告

1月1日現在の資産状況などについて、1月31日までに申告が必要です。ただし、取得価額10万円未満か耐用年数1年未満のものは原則除きます。





来庁・来所せずに
できる手続き

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申込や郵送での申請を利用して、市役所の混雑緩和に協力をお願いします。
詳しくは▶P16~17

都市計画税

市街化区域内に土地や家屋を所有している人に掛かります。課税の基礎となる課税標準額に税率0.3%を掛けて算出します。

固定資産税・都市計画税の減免・特例

▶減免

次の場合は相談してください。

- (1) 貧困で公私の扶助を受けている
- (2) 不慮の災害で納税できない
- (3) 災害で使用できない固定資産を持っている

▶特例

住宅用地は課税標準の特例措置として、減額しています。

軽自動車税(種別割)

税制課

TEL 06-6384-1244 FAX 06-6368-7344

軽自動車税(種別割)

4月1日現在、原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車、軽三輪・軽四輪、小型特殊自動車を所有している人に掛かります。

▶税額

1.原動機付自転車、ミニカー、二輪及び小型特殊自動車

	区 分	年税額
原動機付自転車	50cc以下か600w以下	2,000円
	90cc以下か800w以下	2,000円
	125cc以下または1kw以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	(125cc超250cc以下)	3,600円
二輪の小型自動車	(250cc超)	6,000円

	区 分	年税額
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円

2.四輪以上や三輪の軽自動車

新車登録(初めて車両番号の指定を受けた)されてから13年を経過した車両には重課税率が適用されます。(ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引車は対象外。)

※中古車の購入であっても購入した日からの年数ではなく、新車登録されてからの年数によって重課税率となります。

区 分	平成27年 3月31日までに 新車登録した 車両	平成27年 4月1日以降に 新車登録した 車両	重課税率 新車登録され てから13年を 経過した車両
	軽自動車 四輪以上の		
乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
貨物用・自家用	4,000円	5,000円	6,000円
貨物用・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪の軽自動車	3,100円	3,900円	4,600円

新車登録された車両で、排出ガス性能などが優れたものについては、税率が軽減される場合があります。

▶申告

原動機付自転車(125cc以下)、ミニカー、小型特殊自動車

新規取得や譲渡、廃棄したときや盗難にあったときは申告をしてください。廃車申告をしないと引き続き税金が掛かります。なお、申告の際には、届出者の本人確認書類(運転免許証など)の提示が必要です。また、所有者などが法人の場合は、印鑑が必要です。



税金・年金・国保
▼固定資産税・都市計画税／軽自動車税(種別割)

1.新規取得・譲受の手续に必要なもの

事項	標識	標識交付 証明書	販売 証明書	廃車申告受付書 (再登録用)	譲渡 証明書
新車・中古車の購入			●※1		
譲受(廃車手続済)				●	
譲受(標識あり)	●	●			●
転入(廃車手続済)				●	
転入(標識あり)	●	●			

※1 中古車の場合、「販売証明書」と「販売業者の古物商許可証の写し」が必要です。

2.標識の再交付の手续に必要なもの

事項	標識	標識交付証明書
標識の破損	●	●
標識の紛失・盗難		●

3.廃棄、譲渡、市外転出、車体の盗難時などの手続に必要なもの



事項	標識	標識交付証明書
廃棄、譲渡、市外転出	●	●
車体の盗難		●

その他の軽自動車などの手続き場所

必要書類は次のところへ問い合わせてください。

軽二輪・二輪の小型自動車	近畿運輸局大阪運輸支局 所 寝屋川市高宮栄町12・1 TEL 050-5540-2058
軽三輪・軽四輪	軽自動車検査協会 所 高槻市大塚町4・20・1 TEL 050-3816-1841

➡ 減免

次の場合は相談してください。

- (1) 心身障がいのある人が所有し、自分で運転する
- (2) 心身障がいのある人が通学・通園・通院するとき、生計を同じくする家族が運転する

手続きは納期限(5月31日)までに、税制課へ。減免申請書、障がい者手帳、運転免許証、車検証、納税通知書が必要です。そのほかに資料が必要な場合があります。詳しくは税制課へお問い合わせください。

市税の納期・税の証明

市税の納期・納付

納税課

TEL 06-6384-1283

FAX 06-6368-7344

納期限までに取り扱い金融機関やコンビニエンスストア(*)、市役所で納付してください。納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が掛かる場合があります。納期の末日が土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日が納期限となります。

税目納期(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
固定資産税・都市計画税		●		●		●			●			
市・府民税(普通徴収)			●		●		●		●			
軽自動車税(種別割)		●										

納付は便利で確実な口座振替・自動払込を利用してください。

(*) コンビニエンスストア(以下、コンビニ)で納付できる市税

・固定資産税・都市計画税(償却資産分含む)、市・府民税(普通徴収分)、軽自動車税(種別割)。

コンビニ収納できない場合

- ・コンビニ収納用バーコードが印字されていない
- ・納付書1枚の合計金額が30万円を超えている
- ・金額が訂正されている
- ・汚れなどでバーコードが読み取れない
- ・納付書に記載された期限を過ぎている
- ・ミシン目を切り離れた

PayPay、LINE Payの請求書払いで納付ができます。

詳しくは納税課へお問い合わせください。

スマートフォンで納付ができます。

詳しくは吹田市税納付サイト(https://koukin.f-regi.com/fc/suita_city)を見てください。

ただし、クレジットカードを利用するにあたりシステム利用料を負担する必要があります。

➡ 納税に困ったとき

納税課

TEL 06-6384-1331

FAX 06-6368-7344

災害や親族の病気などで、期限までに納めることができない場合は相談してください。

税の証明



税制課

TEL 06-6384-1243 FAX 06-6368-7344

資産税課

TEL 06-6384-1245 FAX 06-6368-7344

顔写真入りの本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など。顔写真がない場合は2つ必要)、手数料が必要です。本人か同じ世帯の親族以外のときは委任状も。法人分の場合も委任状が必要。出張所は即時発行できない場合があります。また、吹田市電子申込システムや郵送でも申請できます。詳しくはQRコードを読み取るか、問い合わせてください。

名称	証明の内容	手数料	発行課
納税証明書	納付すべき税額、納付済額	1件 250円	税制課
課税所得証明書	前年中の所得、市・府 民税額、控除の内容		
評価証明書	固定資産の評価額	1件につき 200円	資産税課
公課証明書	固定資産の評価額、課 税標準額、税額		

(注) 課税所得証明書はマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で取得できる場合もあります。詳しくは税制課に問い合わせてください。



郵送請求について



電子申請について



コンビニ交付について

国民年金

市民課 国民年金担当

TEL 06-6384-1209 FAX 06-6368-7346

日本在住の20歳以上60歳未満の人は必ず下記のいずれかの年金に加入する必要があります。

年金の種類

国民年金(第一号被保険者)

日本在住の20歳以上60歳未満(外国人も含む)の自営業者・学生・フリーター・無職の人が対象。手続きは市民課国民年金窓口で行えます。なお、マイナポータル利用者は、来庁することなく電子申請により手続きができます。

また、来庁する際に事前予約をすることで、待つことなくスムーズに手続きができます。

事前予約は吹田市電子申込システムで受付けています。

保険料の額 令和5年度 月額 16,520円
(令和5年4月から令和6年3月)

定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。ただし、付加年金と国民年金基金を同時に加入することはできません。日本年金機構が発行する納付書で、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで保険料が納付できます。口座振替やインターネット、クレジットカードでも納付できます。

※退職、所得の減少などにより保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。

国民年金(第三号被保険者)

会社員・公務員など、第二号被保険者に扶養されている、日本在住の20歳以上60歳未満の配偶者の人が対象です。保険料は配偶者が加入している年金制度(厚生年金・共済年金など)が負担します。配偶者の勤務先で手続きが必要です。

厚生年金(第二号被保険者)

会社員・公務員など、厚生年金保険・共済組合の加入者です。保険料については、個々の報酬により異なります。また、事業主と被保険者が折半で負担します。就職時に勤務先で手続きが必要です。

➡希望すれば加入できる人(任意加入者)

国外に在住している20歳以上65歳未満の日本人、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人、65歳以上70歳未満の年金受給資格を満たしていない日本国内に住所がある人が海外に住んでいる日本人。手続きは市民課国民年金窓口で行えます。

➡国民年金から受けられる給付

65歳になった時(老齢基礎年金)

保険料納付(免除期間含む)が10年以上ある人に65歳から支給されます。年金額は、保険料の納付期間に応じて決定されます。付加保険料を納めた場合は、200円×納めた月数が年金額に加算されます。60歳~64歳に繰り上げて受給する場合は、年齢に応じて年金額が減額されます。66歳~75歳に繰り下げて受給する場合は、年齢に応じて年金額が増額されます。

障がいの状態になった時

障がい基礎年金

国民年金加入期間中に病気やけがで、国民年金法で定める1・2級の障がいの状態になった場合に支給されます。なお、20歳になるまでに病気やけがで、国民年金法で定める1・2級の障がいの状態になられた場合も、20歳になれば請求することができます。受給には要件があります。

特別障がい給付金

平成3年3月以前に学生であった人、昭和61年3月以前に厚生年金や共済組合に加入した人の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日があり、その病気やけがで、国民年金法で定める1・2級の障がいの状態になった人が対象です。65歳の前日までに手続きが必要です。ただし、他の年金を受給している場合や、本人の所得によって支給制限があります。



亡くなった時

遺族基礎年金

国民年金加入中に被保険者の人が死亡したとき、生計を維持されていた「子のある配偶者」か「子」に支給されます。支給期間は、子が18歳になった最初の3月までとなります。(子が1・2級の障がいの状態にある場合は、20歳まで支給されます。)なお、受給には要件がありません。

死亡一時金

第1号被保険者・任意加入者として保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに死亡したとき、生計を同じくしていた遺族に支給されます。なお、遺族基礎年金か寡婦年金を受ける場合は支給されません。請求期間は死亡後2年以内です。

寡婦年金

第1号被保険者・任意加入者として保険料納付期間が10年以上ある夫が、年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある生計を維持されていた妻に60歳から65歳の間、支給されます。

短期在留外国人の人へ

第1号被保険者として保険料を6か月以上納めた外国人の人が、帰国される場合、脱退一時金が支給されます。

年金の各種制度、申請などに必要な用紙の書き方について、市ホームページで動画を配信しています。



国民健康保険

国民健康保険課

TEL 06-6384-1337か06-6384-1241 FAX 06-6368-7347

市内に住所がある75歳未満の人は、健康保険・共済組合などの健康保険に加入している人とその扶養家族、生活保護を受けている人を除き、国民健康保険に加入しなければなりません。3か月を超えて在留するなどの外国人も加入しなければなりません。

加入などの手続き

	届け出	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入する	吹田市に転入したとき	住民異動届
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
国民健康保険をやめる	子供が生まれたとき	保険証、住民異動届
	市外へ転出するとき	保険証、住民異動届
	職場の健康保険に入ったとき	保険証、職場の健康保険証か証明書
	生活保護を受けたとき	保険証、生活保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
市内転居、世帯主変更、世帯を合併か分離したとき		保険証、住民異動届
保険証をなくしたとき		マイナンバーカードや運転免許証など本人確認書類
修学のため子供が市外に住むとき		保険証、在学証明書、住民票



保険の給付

医療機関の受診

国民健康保険被保険者証を窓口で提示し、掛かった医療費の3割を支払います。70歳以上75歳未満の人は2割か3割、就学前の幼児は2割です。後期高齢者医療制度適用の人を除く70歳以上75歳未満の人は、高齢受給者証も合わせて提示してください。

高額療養費

定められた自己負担限度額を超えて医療費を支払ったとき、超えた額を支給します。該当する人に、受診から約3か月後に通知します。所得によっては、医療機関での支払いが限度額までとなる限度額認定証を交付します。交付には申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。

その他の給付

こんなとき	受けられる給付	必要書類
やむをえない理由で、保険証を持たずに治療を受けたとき	内容を審査して後日、一部を払い戻し	診療(調剤)報酬明細書、領収書 実際にやむをえなかったかどうか、国民健康保険で審査します
海外で治療を受けたとき		診療内容明細書、領収明細書とその翻訳文(翻訳者の住所・名前も記入)、受診者本人のパスポート
コルセットなどの治療用装具代、輸血のための生血代など		保険医の意見書及び装着証明書など 領収書及び領収明細書
子供が生まれたとき (12週85日以上の死産・流産含む)	出産育児一時金を支給	①海外で出産したとき 出産証明(和訳要)、パスポート ②直接支払制度を利用しなかったとき 直接支払制度を利用していないことがわかるもの 出産時の領収書 ③直接支払制度を利用し、かつ出産費用が出産育児一時金を下回ったとき 直接支払制度を利用していることがわかるもの 出産費用明細書
被保険者が亡くなったとき	葬祭費を支給	申請者(葬祭を行った人)が葬祭を行ったことを確認できるもの(領収書など)

※手続きには、被保険者証、印鑑、口座情報のわかるものが必要。

保険料の納付

保険料は、加入者が病気やけがをしたときの医療費に充てられる貴重な財源です。介護保険第2号被保険者に該当する人は、介護分の保険料も掛かります。普通徴収の納期回数は年10回です。6月に年間保険料を決定し、世帯主に通知します。世帯主宛てに送る納付書で納めてください。便利で確実な口座振替も利用してください。65～74歳で次のすべてに該当する人は、保険料を年金から天引き(特別徴収)します。

- (1) 特別徴収対象の年金額が年18万円以上
- (2) 世帯主が国民健康保険加入者で、世帯の国民健康保険加入者が全員65歳以上
- (3) 吹田市で介護保険料を年金から特別徴収している
- (4) 特別徴収対象の介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下
- (5) 国民健康保険料の口座振替を行っていない

保険料などが払えないとき

次のような場合に保険料などを減免できる場合があります。相談してください。

- (1) 火災や震災などにより著しい被害を受けた
- (2) 失業や事業の休・廃止などで収入が30%以上減少した
- (3) 倒産・解雇・雇い止めなど非自発的失業で収入が減少した

出産育児一時金の直接支払制度

国民健康保険の加入者が出産するとき、出産育児一時金は国民健康保険から医療機関へ直接支払われます。出産予定の医療機関へ申し込んでください。

第三者加害による受診

交通事故やけんかなどが原因で保険証を使う場合は、国民健康保険課へ届け出てください。保険証と印鑑、事故証明が必要です。

